

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「ミッション」、「経営理念」、「ビジョン」の実践と実現に向け、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが当社グループの社会的責任であり、経営の使命と考えております。

当社は、経営の透明性と公正性を重視し、取締役会の監督のもと、適時適切な情報開示、コンプライアンスの徹底、迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを構築するなど、コーポレートガバナンスを強化することで企業価値の向上に取り組んでおります。

【ミッション】

おもしろ科学で より大きく より社会的に

【経営理念】

従業員の幸福 地域社会への貢献 株主に対する配当責任

【ビジョン】

すべてのステークホルダーから信頼され 感動を与えるエクセレントカンパニーへ

当社の「コーポレートガバナンス基本方針」については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.yuden.co.jp/jp/ir/management/governance/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、保有する政策保有株式(上場株式)を全て売却しております。

政策保有株式の保有状況については、有価証券報告書に記載しております。

・有価証券報告書

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/security_reports.html

政策保有株式の保有方針は以下のとおりです。

当社は、政策保有株式について、取引・協業関係の維持、強化、それを通じた中長期的な企業価値向上と持続的な発展に資すると認められる場合に限り、取締役会の決定をもって保有します。また、取締役会は、毎年、保有するすべての政策保有株式について保有意義を総合的に判断し、保有の妥当性を検証しております。保有の妥当性が認められない株式については売却して縮減を図ります。

政策保有株式の議決権については、当該企業が法令違反や反社会的行為を行っていないこと、議案が株主にとって健全な経営に資する内容であることなどを総合的に判断した上で、適切に行使します。

当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から売却の意向が示された際には、取引の縮減を示唆するなどの売却を妨げる行為を行いません。

【原則1-7 関連当事者間の取引に係る適切な手続、枠組み】

当社は、取締役会規則に基づき、取締役による競業取引および利益相反取引を取締役会で決議するものとし、関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則等に従い開示します。

取締役会は、関連当事者間の取引が適切に行われていることの事実、状況等について監視を行います。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、経営理念のひとつである「従業員の幸福」の実現に向けて、一人ひとりがやりがいを持ってイキイキと働くことができるよう、「違いがあることが価値」と捉え多様な個性をつなげて活かすダイバーシティ推進を重要な経営課題としております。その中で、女性、外国人および中途採用者の管理職への登用等については、それぞれ次のとおり取り組んでおります。

1. 女性の管理職への登用等について

中期経営計画において、2030年までに女性管理職比率10%以上という目標を掲げ、経験機会の提供や、多様な働き方ができる環境の整備、女性および男性の意識改革を促すためのワークショップ・座談会や各種研修などの取組みを行っております。なお、当社単体の女性社員比率は24.0%、女性管理職比率は4.2%です。

2. 外国人の管理職への登用等について

当社は、国籍を問わず優秀な人材の確保に努めておりますが、2023年3月末時点における当社単体の外国人社員比率(正社員)は0.8%です。外

国人管理職比率については非常に小さいため、今後、当社が必要とするスキルに応じて外国人の採用者数を増やすことで、外国人管理職比率の向上を目指してまいります。

3. 中途採用者の管理職への登用等について

当社は、持続的な成長のため、外部から専門人材や経験者の登用を積極的に行っており、2023年3月末日時点における中途採用者管理職比率は、31.9%です。なお、中途採用者につきましては、昇進や管理職への登用にあたり、その他の社員との差異は生じておらず、特段の目標は設定しておりません。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はございません。

当社は、従業員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入し、従業員に対して、資産運用に関する教育研修等を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. ミッション、経営理念、ビジョンは、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。
2. 経営戦略および経営計画は、統合報告書で開示しております。
3. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。
4. 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続は、株主総会招集通知等で開示しております。
5. 取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続は、株主総会招集通知等で開示しております。
6. 取締役・監査役候補者の個々の選任理由は、株主総会招集通知等で開示しております。

・統合報告書

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/annual_reports.html

・株主総会招集通知

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/shm_presentation.html

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み】

1. サステナビリティについての取組み

当社は、2021年度を初年度とした5か年計画「中期経営計画2025」において、経済価値と社会価値を両輪として企業価値向上を目指すという考え方のもと、経済価値と社会価値(環境・社会・ガバナンス)に関するマテリアリティ(重要課題)を明示した上で、KPI(数値目標)を設定しております。その達成に向けた取組みの進捗状況については、統合報告書および当社ウェブサイトにて開示しております。

・統合報告書

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/annual_reports.html

・サステナビリティページ

<https://www.yuden.co.jp/jp/company/sustainability/>

2. 人的資本への取組み

当社グループは、創業の理念を基本にあらゆる人材の多様性を理解し、人格・個性を大事にすることで、従業員の豊かさの実現を目指しています。そのため、異文化を経験し経営戦略の実現を担うことができるグローバル人材や、専門性・創造性を高め、社会に貢献できる新しい価値を生み出すことのできるイノベーション人材の輩出を継続して進めています。また、「人と組織の未来をつくる」の人事ミッションのもと、すべてのグループ人材・組織が活躍できる環境を整え、人材育成を加速させていくことで、従業員1人ひとりの自己成長と企業価値の向上を目指しています。詳細については、当社ウェブサイトに掲載しております。

・サステナビリティページ(人材戦略)

<https://www.yuden.co.jp/jp/company/sustainability/society/training/>

3. 知的財産への取組み

当社は、他社に先駆けた研究開発活動を推進し、その成果を確固たる知的財産権として獲得するために、研究開発の初期段階から、知的財産部門が研究開発・技術部門と密接に連携して活動を推進しています。知的財産の創造・保護・活用は、それぞれの事業に最適化された独自のマネジメント手法で運用しています。

詳細については、統合報告書にて開示しております。

・統合報告書

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/annual_reports.html

4. 気候変動への取組み

当社は、「気候変動への対策強化」をマテリアリティとして設定し、温室効果ガス(GHG)削減施策に取り組んでいます。2030年度には2020年度比でGHG絶対量を42%削減する目標を設定し、「省エネ」「創エネ」「再エネ調達」を施策の基本的な考え方として取り組んでいます。また、株主の皆様を始めとしたステークホルダーに気候関連情報に関する積極的な情報開示を行うため、TCFDに賛同しております。気候変動に伴う「リスク」と「機会」を複数抽出し、重要度が高いテーマである「炭素価格の導入が当社の操業コストに対して与える財務影響」と「気象災害の激甚化による拠点への影響」に関して1.5℃と4℃シナリオに沿った分析を行いました。

詳細については、有価証券報告書、安全・環境報告書、統合報告書にて開示しております。

・有価証券報告書

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/security_reports.html

・安全・環境報告書

<https://www.yuden.co.jp/jp/company/sustainability/document/report/>

・統合報告書

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/annual_reports.html

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会の効率的な意思決定を担保するため、グループ経営の業務執行にかかわる政策案件については経営会議で、グループ全体の人事、組織、報酬制度等については、TM(トップマネジメント)会議で事前審議し、取締役会から委譲された事項は、当該両会議で決定します。

当社は、経営の監督と業務執行する者の役割責任を一層明確にするため、執行役員を置きます。執行役員は、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、社長執行役員の監督指揮のもと、担当部署の執行責任者として機動的に業務を執行します。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

取締役会は、「役員等選解任基準」および「社外役員の独立性基準」に基づき独立社外取締役の候補者を選定し、株主総会招集通知に選任理由を明記して株主総会に提案しております。「社外役員の独立性基準」は、当社ウェブサイトに掲載しております。

・社外役員の独立性基準

<https://www.yuden.co.jp/jp/ir/management/governance/criteriaofindependence.html>

【補充原則4-10 指名委員会・報酬委員会の権限・役割等】

当社は、取締役および執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性の強化と説明責任を果たすため、任意の指名委員会および報酬委員会を設置しております。

各委員会は、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長執行役員、独立社外取締役全員および監査役1名で構成し、過半数を独立社外取締役としております。

各委員会の構成、活動状況、具体的な検討内容等については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

【補充原則4-11 取締役会の実効性確保】

取締役会は、毎年、取締役会の実効性について、取締役および監査役による自己評価を行い、分析の結果を踏まえて今後の課題等を開示し、その対応に取り組んでおります。

なお、当社取締役会のスキルマトリックスについては、株主総会招集通知、統合報告書で開示しております。

・株主総会招集通知

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/shm_presentation.html

・統合報告書

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/annual_reports.html

【補充原則4-11 取締役・監査役の他社役員兼任状況】

取締役および監査役(社外役員を除く。)は、取締役会が会社にとって必要と認めた場合を除き、他の会社の役員を兼務しません。

取締役会は、社外役員が他の会社役員を兼務する場合、当社の社外役員としての責務を果たすために必要な時間が十分確保されていること等を確認し、就任を承認しております。

なお、社外役員の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書で開示しております。

・株主総会招集通知

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/shm_presentation.html

・有価証券報告書

https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/security_reports.html

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図るため、毎年1回取締役会の実効性評価を実施しております。外部評価機関の指摘を踏まえて評価項目、アンケート内容を見直すとともに、アンケートの配信から回答の集計までを外部評価機関が行うことで、評価プロセスの客観性と透明性を高めております。当期の評価プロセスおよび評価結果は、以下のとおりです。

1. 評価プロセス

外部評価機関の指摘・助言を踏まえて、当期の評価方法およびアンケート内容を検討し、取締役会へ報告。

外部評価機関が全取締役および全監査役に対し、実効性評価アンケート(無記名方式)を実施。

外部評価機関が、上記のアンケートの結果を取りまとめ、議論が必要と思われる課題や意見を抽出して全取締役および全監査役へ報告。

上記のアンケート結果について、業務執行役員、非業務執行役員に分かれて分析検討会を実施。

分析検討会であがった意見や課題について、取締役会にて議論を行い、今後取り組むべき課題を決定。

2. 評価(アンケート)項目

・取締役会の運営	・企業倫理とリスク管理
・取締役会の構成・スキル	・モニタリング
・経営戦略への取り組み	・株主との対話
・持続的成長への取り組み	・指名委員会・報酬委員会

3. 評価結果および今後の課題

外部評価機関より、真摯に取締役会の実効性評価に取り組み、企業価値の更なる向上に努めている点が評価されました。一方で、前回課題と認識された「経営戦略と紐づけた人的資本への投資に関する議論」については、評価の改善までに時間を要することから、引き続き課題と認識して取り組みを継続することといたします。

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役および監査役に対し、専門外の知識や情報を習得するため、外部セミナーや関連法令等の社内研修等を受講する機会を設けるとともに、その必要な費用は会社が負担しております。また、トレーニングの機会の提供・斡旋に関する計画は、毎年期初に作成し、実施しております。また、監査役は、監査役会で監査の有効性・効率性を高めるために、有益な技能について話し合い、研修を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家等との建設的な対話を促進するため、IR担当取締役を指定し、IR活動を行っております。
また、IR活動を通じて収集した株主・投資家等からの意見・要望を、取締役会へ報告しております。
具体的には、以下の体制の整備と取組みを行っております。
1.IR担当取締役によるIR担当部署とその他関連部署の管掌と連携強化
2.証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会(四半期毎)の開催
3.国内外の主要機関投資家との個別面談やスモールミーティング等への対応
4.株主総会議案に係る主要株主への説明
5.当社の中長期的な価値創造への理解を深めるための統合報告書の発行
6.外部調査機関による株主判明調査の実施
情報開示の公平性やインサイダー情報の漏洩を防止するため、株主・投資家等との対話においては、開示内容を事前に定めその範囲内で情報を開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	37,256,200	29.89
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	19,908,400	15.97
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,219,396	2.58
株式会社伊予銀行	2,000,100	1.60
株式会社三井住友銀行	2,000,000	1.60
公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金	1,916,640	1.53
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,904,600	1.52
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	1,895,200	1.52
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,849,800	1.48
日本生命保険相互会社	1,666,450	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

- 1. 上記「大株主の状況」は、2023年9月30日現在の状況を記載しております。
- 2. 当社は、自己株式5,591,335株(発行済株式総数に対する割合4.29%)を保有していますが、上記大株主から除外しています。
- 3. 以下の大量保有報告書(変更報告書を含む)が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2023年9月30日現在の実質保有状況の確認ができない部分については、上記表に含めておりません。

大量保有者	提出書類	提出日	保有株券等の数	株券等保有割合
三井住友DSアセットマネジメント株式会社 他2社	変更報告書	2021年5月12日	5,632,725株	4.33%(2021年4月30日現在)
アセットマネジメントOne株式会社	変更報告書	2022年7月25日	6,394,200株	4.91%(2022年7月15日現在)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 他2社	変更報告書	2023年10月2日	7,758,722株	5.96%(2023年9月25日現在)
野村證券株式会社 他1社	変更報告書	2023年10月13日	22,153,140株	17.01%(2023年10月6日現在)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平岩 正史	弁護士											
小池 精一	他の会社の出身者											
浜田 恵美子	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平岩 正史	○	——	[選任理由] 投資法人の役員等を歴任し、企業法務を専門とする弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております。当社取締役会において、建設的な議論の提起や客観的な立場からの論点の整理等、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般のモニタリングを行うことで、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しております。 以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、独立社外取締役として選任しております。 なお、平岩 正史氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 [独立性について] 当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係、その他特別な利害関係は有しておらず、当社の定める「社外役員の独立性基準」および東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。

小池 精一	○	_____	[選任理由] 自動車メーカーにおいて自動車部品の材料開発および生産技術に関する研究開発に長年携わっており、車載事業に関する幅広い見識を有しております。また、自動車部品業界での企業経営や監査役としてガバナンス体制強化を推進する等の豊富な経験を活かし、投資家視点からの幅広い見識を当社の経営に反映するなど、経営全般に関して有益な助言および提言を行っております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、独立社外取締役として選任しております。 [独立性について] 当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係、その他特別な利害関係は有しておらず、当社の定める「社外役員の独立性基準」および東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。
浜田 恵美子	○	浜田恵美子氏は、1984年4月から2007年4月まで当社の使用人として勤務しておりましたが、退社後は同氏と当社との間に特記すべき取引はありません。同氏は、日本碍子株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と兼務先との取引額は、当社連結売上高の0.2%未満であり、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。	[選任理由] 当社在籍中、CD-R、DVD-Rの開発および事業化に従事し、当社退職後は、大学教授として産学官連携を主体とした研究活動に長年携わっており、他社での社外取締役の経験から業務執行への提言および経営の監督を行っております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、独立社外取締役として選任しております。 なお、浜田恵美子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 [独立性について] 左記のほか、当社との間に人的関係、取引関係、その他特別な利害関係は有しておらず、当社の定める「社外役員の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役

1. 指名委員会

・構成員(2023年7月現在)

2. 報酬委員会

・構成員(2023年7月現在)

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

会計監査人、内部監査室と監査役の3者合同での情報交換会等定期的な会合を持ち、各々の監査に役立てています。
内部監査室との連携としては、リスク評価に係る意見交換、監査計画や監査結果の相互報告・意見交換、合同監査等を行っています。
会計監査人との連携としては、リスク評価に係る意見交換、会計監査人監査計画に係る聴取、往査立ち合い、監査結果の聴取、会計監査人の評価と会計監査人への評価結果フィードバックを行っています。

会計監査人の状況
会計監査業務を執行する主な公認会計士は次のとおりです。

公認会計士 岩宮 晋伍
公認会計士 新名谷 寛昌

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

[illegible]

藤田 知美	弁護士																		
-------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉武 一	○	――	[選任理由] 長年にわたり金融機関での監査業務や事業法人での内部統制関連コンサルティング業務に携わり、公認内部監査人等の資格を有して国内外での監査に係わる会議で貢献するなど、監査業務に関する高い見識と豊富な経験、実績を有しております。当社監査役としても、その見識や経験に基づき、透明性の高い公正な経営監査体制の確立、重要事項の審議・決定に際しての適正性の監査、その他拠点監査等を精力的に行っております。以上のことから、専門性に基づく中立的・客観的な監査を行っていただけると判断したため、独立社外監査役として選任しております。 なお、吉武 一氏は、金融機関での業務経験において財務および会計に相当程度の知見を有しております。 [独立性について] 当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係、その他特別な利害関係は有しておらず、当社の定める「社外役員の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。
藤田 知美	○	――	[選任理由] 弁護士としての豊富な経験、企業法務をはじめとする法務全般に精通しており、専門的見地と高い見識に基づいて取締役会の決定の適正性の確保に貢献しております。また、監査役会の議長として活発かつ効率的な議事運営を行うとともに、法律の知識・経験を活かし適宜必要な発言を行っております。以上のことから、専門性に基づく中立的・客観的な監査を行っていただけると判断したため、独立社外監査役として選任しております。 なお、藤田 知美氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 [独立性について] 当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係、その他特別な利害関係は有しておらず、当社の定める「社外役員の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員5名は、会社法の規定する要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることに加え、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に規定されるいずれの要件にも該当しないため、5名全員を独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】 の項で記述しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの内容は以下のとおりです。

名称: 太陽誘電株式会社2023年7月発行新株予約権
新株予約権の総数: 564個
新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数:
当社取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く） 3名 182個
当社執行役員（取締役兼務者を除く） 14名 382個
新株予約権の目的となる株式の種類および数: 当社普通株式56,400株

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2023年3月期(第82期)当社の役員に対する報酬の内容は以下のとおりです。

取締役 322百万円(支給人員7名)

監査役 88百万円(支給人員4名)

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2022年3月2日開催の取締役会において、2022年4月1日より有効となる取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該取締役会の決議に際しては、報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

1. 基本方針

当社の役員報酬制度は、中期経営計画で掲げる経済価値と社会価値の目標達成への動機付けとなる設計とし、以下を基本的な考え方とする。

- (1) 当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値との連動を重視した報酬制度とし、株主との価値を共有できる設計であること。
- (2) グローバルな視点をもつ優秀な人材を確保し、かつ維持できる報酬水準であること。
- (3) 報酬の決定プロセスにおける透明性および客観性が高いこと。

2. 報酬水準の考え方

報酬水準は、中期経営計画の目標達成への動機付けおよび優秀な人材を確保できる水準となるよう、外部専門機関の客観的な役員報酬調査データを用いて、ベンチマーク企業群を選定し決定する。

3. 役職別の報酬構成

(1) 業務執行取締役

・役位に応じた月例の「基本報酬」に加え、業務執行に対するインセンティブとして単年度の業績および個人評価等に基づく「業績連動賞与」および「株式報酬型ストックオプション」を支給する。

・中期経営計画の目標を達成した場合、基本報酬40%、業績連動賞与40%、株式報酬型ストックオプション20%の報酬構成比となるよう設定する。

(2) 非業務執行取締役および社外取締役

業務執行を監督する立場であることを鑑み、「基本報酬」のみとする。

(3) 監査役

順法監査を行う立場であることを鑑み、「基本報酬」のみとする。

< 報酬の種別、支給時期および対象者 >

(1) 基本報酬

・種別: 固定、給付形式: 金銭

・支給時期: 毎月

・対象者: 業務執行取締役、非業務執行取締役 / 社外取締役、監査役

(2) 業績連動賞与

・種別: 変動、給付形式: 金銭

・支給時期: 年1回(7月)

・対象者: 業務執行取締役

(3) 株式報酬型ストックオプション

・種別: 一部変動、給付形式: 株式

・支給時期: 年1回(7月)

・対象者: 業務執行取締役

4. 報酬の額または算定方法

(1) 基本報酬

月例の固定報酬とし、それぞれの職責、役位に応じて定める。

(2) 業績連動賞与

単年度の連結業績に応じた報酬とし、企業価値および株主価値向上に資する要素をより明確に報酬に連動させるため、連結純利益を指標とする。

中期経営計画の目標達成時にそれぞれの役位において、基本報酬と業績連動賞与の比率が1:1になるよう、当期の連結純利益に応じて支給額が変動する仕組みとする。これに個人別の業績評価として、担当組織の単年度の業績達成度、中期経営計画の非財務指標(ESG要素)等の達成度の係数を会社業績に掛けることで、賞与額を決定する。

(3) 株式報酬型ストックオプション

当社株式を保有することによる価値を株主と共有することで、中長期的な企業価値向上を重視した経営を促すため、業務執行取締役に対し、当社の取締役および執行役員の地位を全て喪失後より行使できる新株予約権を、役位に応じて毎年付与する。

なお、新株予約権の一部については、インセンティブ性を高めるため、その行使に業績達成条件を付す。具体的には、中期経営計画に掲げる連結業績指標（ROE）の達成度に応じて、0%～300%の範囲で権利行使可能数が増減する設計とする。

5. 報酬の決定プロセス

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、客観性および公正性を確保するため、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、役員報酬の基本方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行う。

取締役の報酬の具体的な決定は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、当社の定める規定に基づいて算出した金額を基に、報酬委員会において個人別報酬内容等を審議し、その答申内容を踏まえて取締役会で決定する。なお、監査役の報酬については監査役で協議する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役は、その職務の遂行に必要な情報を収集するため、各部門に対して情報提供を求めることができます。

また当社は、社外取締役および社外監査役が会社の重要情報をイントラネット等を利用して、適宜入手することができる体制を整備しており、社外取締役および社外監査役からの指示を受けて必要となる会社の情報を適確に提供するための担当者を選任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役会設置会社という体制のもとコーポレートガバナンスを強化するため、これまで様々な取り組みを行ってまいりました。監督と執行の分離を進めるため執行役員制度を導入するとともに、2006年から積極的に社外取締役を招聘してまいりました。さらに、事業年度毎の経営責任を明確にし、かつ株主による信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年としております。

また、当社は、取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置し、監督機能の強化と経営の透明性の向上に努めております。

当社は、監査役制度を基礎に、前述のようにコーポレートガバナンス強化に向けた新たな取り組みを実践することで、経営の透明性と公正性を継続して確保できると考えております。

1. 取締役会

・構成

取締役会は、性別・国籍を問わず多様性に富み、かつバランスのとれた構成となるよう、「役員等選解任基準」に基づいて候補者を選任しております。また、取締役の1/3以上を当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たす独立社外取締役としております。

・社外役員の独立性基準

<https://www.yuden.co.jp/jp/ir/management/governance/criteriaofindependence.html>

・活動状況

2022年度は、取締役会を18回開催しており、各役員の活動状況は次のとおりです。

地位	氏名	出席状況（出席回数 / 開催回数）
代表取締役社長	登坂 正一	100%（18 / 18）
取締役副社長	増山 津二	100%（18 / 18）
取締役専務執行役員	佐瀬 克也	100%（18 / 18）
取締役常務執行役員	福田 智光	100%（18 / 18）
社外取締役（独立役員）	平岩 正史	100%（18 / 18）
社外取締役（独立役員）	小池 精一	100%（18 / 18）
社外取締役（独立役員）	浜田 恵美子	100%（18 / 18）
常勤監査役	三宿 俊雄	100%（18 / 18）
常勤監査役	大嶋 一幸	100%（18 / 18）
常勤社外監査役（独立役員）	吉武 一	100%（18 / 18）
社外監査役（独立役員）	藤田 知美	100%（18 / 18）

・具体的な検討内容

取締役会に付議する事項は、取締役会規則において定め、適切に審議し、決議を行っております。定例的には、経営会議およびTM会議における報告事項、業務執行取締役による経営報告、業務執行取締役および担当執行役員からの担当業務に関する報告等に関して審議を行っております。

2022年度は、以下の点に関して重点的に審議を行いました。

ガバナンス	・代表取締役候補者および取締役会長候補者の指名 ・株主総会に関する事項 ・役員報酬（業績連動賞与）における評価指標の見直し ・取締役会実効性評価の実施と、前年課題に対する対策の決定
経営戦略	・事業計画の承認および進捗の確認 ・中期経営計画に基づく中長期的な設備投資
サステナビリティ	・サステナビリティ委員会からの報告に対する審議 ・人的資本に関する審議

2. 任意の指名委員会

・構成

独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長執行役員、独立社外取締役全員および監査役1名で構成し、過半数を独立社外取締役としております。

・活動状況

2022年度は、指名委員会を4回開催しており、活動状況は次のとおりです。

地位	氏名	出席状況(出席回数/開催回数)
委員長 社外取締役(独立役員)	平岩 正史	100%(4/4)
社外取締役(独立役員)	小池 精一	100%(4/4)
社外取締役(独立役員)	浜田 恵美子	100%(4/4)
代表取締役社長	登坂 正一	100%(4/4)
常勤社外監査役(独立役員)	吉武 一	100%(4/4)

監査役は、議決権を有していません。

・具体的な検討内容

指名委員会における審議事項は、取締役・監査役候補者の指名(再任を含む。)、代表取締役および執行役員の選定・選任および解職・解任、懲戒に関するものと指名委員会規則において定めております。

2022年度は、代表取締役候補者および取締役会長候補者の指名、株主総会へ付議する役員候補者の指名および執行役員の選任等について審議し、取締役会へ答申いたしました。

3. 任意の報酬委員会

・構成

独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長執行役員、独立社外取締役全員および監査役1名で構成し、過半数を独立社外取締役としております。

・活動状況

2022年度は、報酬委員会を5回開催しており、活動状況は次のとおりです。

地位	氏名	出席状況(出席回数/開催回数)
委員長 社外取締役(独立役員)	小池 精一	100%(5/5)
社外取締役(独立役員)	平岩 正史	100%(5/5)
社外取締役(独立役員)	浜田 恵美子	100%(5/5)
代表取締役社長	登坂 正一	100%(5/5)
常勤監査役	三宿 俊雄	100%(5/5)

監査役は、議決権を有していません。

・具体的な検討内容

報酬委員会における審議事項は、役員報酬に関する基本方針、役員の個人別の評価および報酬内容に関するものと報酬委員会規則において定めております。

2022年度は、主に業績連動賞与の評価指標の見直しおよび関連規則の改定等について審議し、取締役会へ答申いたしました。

4. 監査役会

・構成

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、2名の常勤監査役、1名の常勤社外監査役、1名の社外監査役の合計4名で構成されています。

・活動状況

2022年度は、監査役会を20回開催しており、活動状況は次のとおりです。

地位	氏名	出席状況(出席回数/開催回数)
常勤監査役	三宿 俊雄	95%(19/20)
常勤監査役	大嶋 一幸	100%(20/20)
常勤社外監査役(独立役員)	吉武 一	100%(20/20)
社外監査役(独立役員)	藤田 知美	100%(20/20)

・具体的な検討内容

監査役会における決議事項は16件、報告事項は44件、協議事項は14件であり、その主な内容は次のとおりです。

(決議事項)監査方針および監査計画、監査役選任議案に対する同意、会計監査人の再任、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役関連規程類の改定、監査役会の監査報告書 等

(報告事項)内部監査計画、監査役による子会社監査報告、内部通報に関する報告、法務部門活動報告、取締役会審議報告 等

(協議事項)会計監査人の再任の方向性、KAMの検討、サステナビリティの状況、監査役監査の実効性評価、監査役のスキルマトリクス 等

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が株主総会議案を十分に検討する時間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、株主総会資料は3週間前までに発送しております。また、株主総会資料の電子提供については約4週間前までに、当社ウェブサイト、東京証券取引所等において和文・英文を掲載しております。 和文: https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/shm_presentation.html 英文: https://www.yuden.co.jp/ut/ir/library/shm_presentation.html なお、当社第82期定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を保有する全ての株主様に対して一律に、同一の内容の書面を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる株主総会集中日に開催しておりますが、開催時間を午後に設定することで株主の皆様にご参加いただけるよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に直接参加いただけない株主および機関投資家の利便性向上の観点から、インターネット等による議決権行使(議決権電子行使プラットフォーム含む)を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使するための十分な検討期間を確保・早期開示の観点から、株式会社「CJ」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト招集通知の英訳を掲載しているほか、招集通知発送日前に、議決権電子行使プラットフォーム、東京証券取引所にも提供し、外国人投資家へ迅速かつ公平な情報開示に努めております。
その他	招集通知に法定記載事項に加えて議決権行使に資する情報を充実させる観点からコーポレートガバナンス・コード開示事項についても記載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示方針を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に、証券アナリスト・機関投資家向けの決算説明会またはテレフォンカンファレンス(電話会議)を開催し、代表取締役社長執行役員またはIR担当取締役が出席しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト、株主・投資家情報サイトを設け、IR資料(決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、臨時報告書、統合報告書、株主総会招集通知等)を掲載しております。 日本語のウェブサイト: https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/ 英語のウェブサイト: https://www.yuden.co.jp/ut/ir/library/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	太陽誘電グループは、「ミッション」、「経営理念」および「ビジョン」の実践と実現に向け、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが当社グループの社会的責任であり、経営の使命と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動については、「経営理念」のもと様々な活動を推進しております。活動内容については、安全・環境活動の年間実績をまとめた「安全・環境報告書」を作成し、当社ウェブサイトで開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示方針を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容(基本方針)は、次のとおりです。

1. 取締役ならびに執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団(以下、当社グループという。)の業務の適正を確保するための体制

- (1)取締役会は、法令ならびに定款および「取締役会規則」その他の社内規則等に従い重要事項を決議する。
- (2)取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、取締役の職務の執行を監督する。
- (3)監査役は、取締役会の決議ならびに取締役および執行役員の職務の執行の適正性を監査する。
- (4)当社グループのコンプライアンス活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従いコンプライアンス活動を継続実施する。
- (5)内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行い問題の再発を防止する。
- (6)株主および投資家に対して、当社グループにかかわる企業情報等を迅速、かつ適切に開示する。
- (7)反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (8)財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制を整備、運用する。
- (9)子会社の業務遂行の内容については、当社関連事業部門が窓口となりその状況を把握するとともに、重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に従い、十分な情報交換および意見調整を行い、子会社の経営意思を尊重しつつ業務の適正性を確保する。

2. 当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書その他取締役および執行役員の職務の執行に係る重要な会議の議事録を、文書または電磁的媒体に記録し、法令および各会議規則に基づき関連資料とともに適切に保存管理する。
- (2)当社は、取締役および監査役が各会議規則の定めに従い、当該情報を常時閲覧できる環境を維持する。

3. 当社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、リスク分類別に責任者を定め、リスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定・実施および対策状況の監視・見直しからなるグループリスクマネジメントシステムに従い、リスク管理活動を継続実施する。
- (2)当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生による事業活動への影響を予め想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組む。事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP(事業継続計画)に従い対策を講ずる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会による適切かつ、効率的な意思決定を図るため、業務執行にかかる重要事項および人事関連事項等を審議する会議体を設置する。
- (2)業務執行取締役の職務の執行の効率性向上を図るため、執行役員を設置する。
- (3)内部統制システムに関して審議をし、その活動の評価を行う会議体として内部統制委員会を設置し、本決議の項目別に推進責任者を定める。内部統制委員会は、推進責任者から定期的に活動実績の報告を受け、取締役会に報告する。
- (4)IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを積極的に利用することで、意思決定プロセスの簡潔化、迅速化を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1)子会社の業務遂行の状況については、当社の「グループ経営ルール」に基づき報告させ、当社の関連部門と情報共有を図る。
- 2)当社の執行役員または使用人を子会社の取締役に就任させることにより、子会社の経営状況を把握する。

(2)当社の子会社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

- 1)子会社は、当社グループリスクマネジメントシステムに従い、子会社のリスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定および実施、対策状況の監視・見直しを継続実施する。
- 2)子会社は、当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生により事業活動に影響を与える事態の発生を想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組み、事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP(事業継続計画)に従い対策を講ずる。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、子会社の意思決定を効率的に行われるよう当社の「グループ経営ルール」を定め、子会社はこれを運用する。
- 2) 当社の内部監査室は、子会社の業務が適正かつ、効率的に行われていることを独立した立場からモニタリングし、その結果を子会社に適切にフィードバックし、当社の代表取締役へ報告するとともに、当社の監査役と情報共有を図る。

(4) 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に基づき、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備、維持する。
- 2) コンプライアンス活動を推進する体制として当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目を担当する責任者を決め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い活動を継続実施する。

6. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項(取締役からの独立性、監査役の指示の実効性確保等)

- 1) 監査役会のもとに監査役の監査業務を補助する専任スタッフとして監査役会事務局員(以下「事務局員」という。)を置く。
- 2) 事務局員の人選、異動、人事考課、昇格、懲戒等は、監査役会と事前に協議し、同意を得る。

(2) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項

当社は、監査役の監査のための費用について、監査役の職務に必要なものと認められる場合を除き、これを負担する。

(3) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、監査役が経営に係る重要な会議に出席し、取締役の意思決定および取締役、執行役員の職務の執行を監査することのできる体制を整備する。
- 2) 取締役会は、監査役が取締役ならびに執行役員および使用人と意思疎通を図って監査に必要な情報を適宜得るとともに、必要に応じて事業の報告を求め、関連する記録を閲覧することのできる体制を整備する。
- 3) 取締役会は、監査役が内部監査室と定期的に意見交換を行うとともに、緊密な連携をとることのできる体制を整備する。
- 4) 取締役会は、監査役が会計監査人と定期的にまたは随時に意見交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることのできる体制を整備する。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役ならびに執行役員および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 当社の取締役ならびに執行役員および使用人は、取締役の職務の執行に関して法令・定款・社内規則に違反する事実、その恐れがある著しく不当な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を認識した場合、速やかに監査役に報告する。
- 2) 当社の内部通報ルールに則り、当社の取締役ならびに執行役員および使用人から監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。

(2) 当社の子会社の取締役等および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 子会社は、その内部通報ルールに則り、取締役等の法令、社内規則違反等について、取締役等および使用人から当社の監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。
- 2) 取締役会は、常勤監査役と子会社の取締役等および使用人と意思疎通を円滑にし、情報の収集および監査の環境の整備に努める。

(3) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、内部通報者保護の仕組みを社内ルールで定め、内部通報制度を利用した報告者が、不利益な措置を受けないよう防止体制を整備、維持する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき、以下のとおり反社会的勢力排除に対する基本方針を定めるとともに、適切に維持・管理するための体制を整備しております。

太陽誘電グループ 反社会的勢力に対する基本方針

太陽誘電グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団・テロ集団・カルト宗教団体など、反社会的な勢力および団体との関りを断固拒否し、グループ規程に定める事項を順守することで、企業としての社会的責任を果たし、また、事業活動のあらゆる面においても誠実に行動し信頼に応えて参ります。

当社は、暴力、威力、詐欺的手法等を駆使して資金調達等を追求する集団・団体または個人等の反社会的な勢力による被害を防止するために、以下を基本方針として定める。

(1) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力による不当要求には、組織一丸となって対応します。

(2) 一切の関係断絶

当社は、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持ちません。

(3) 外部関係機関との連携

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、管轄の警察、自治体の組織する団体および弁護士会等との連携に努めます。

(4) 有事における法的対応

当社は、反社会的勢力の不当要求による有事においては、民事および刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、例えば当社の不祥事等を理由とする不当要求の場合であっても、事案を隠ぺいするような裏取引や資金提供は一切行いません。

(6) 法令の順守および運動の推進

当社は、反社会的勢力に関する法令を順守し、また、その対応のための取組みを推進します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

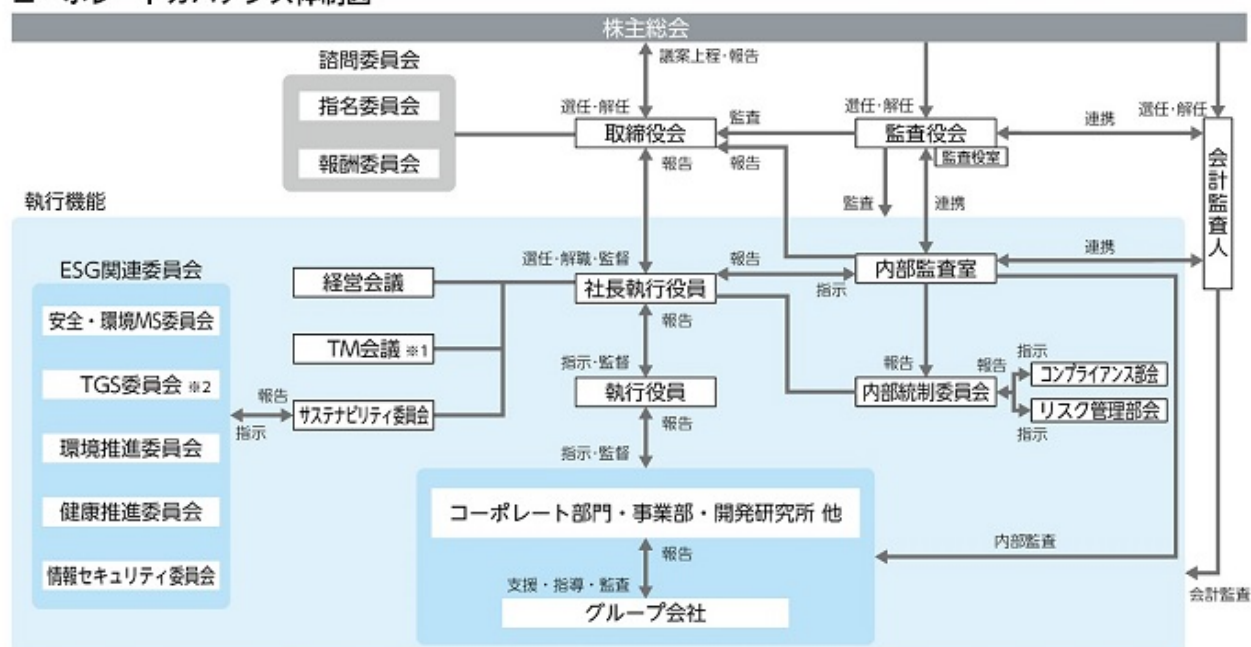
該当項目に関する補足説明

当社は、2010年2月22日開催の当社取締役会において、2010年6月29日開催の当社第69期定時株主総会終結の時をもって「当会社の株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を廃止する旨の決議をいたしました。

なお、本プラン非継続後も引き続き、当社株式の大規模買付が行われた際には、株主共同の利益の確保、向上のため、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制図



※1 TM会議：トップマネジメント会議の略、人事・組織に関する会議

※2 TGS委員会：Taiyo Green Strategy委員会の略、ステークホルダー要求に基づく化学物質に関する会議

適時開示体制に関する体制図

